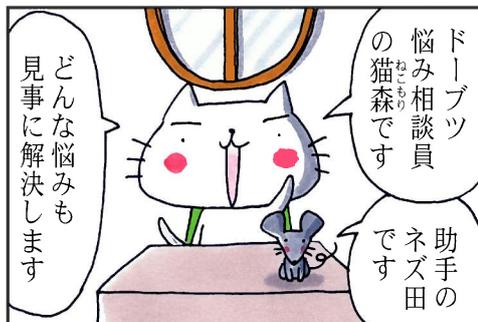


そぞくネット通信

1月号 VOL.25
小倉税務会計事務所

TEL 0547-34-0062

明けましておめでとうございます。年賀状でダイエットの決意表明をする友人の「今年こそ！」も5年目を迎え、季節の風物詩になってきました。メールとかLINEなどで新年の挨拶を済ませる人が増えてきましたが、やはりポストに届く年賀状は嬉しいものですね。2015年がみなさまにとって良い年になりますように！



～ 身近な税制改正 ～

あけましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。

相続税の改正により今年からは、相続税が増税となります。これに対し贈与税は、父母や祖父母などからの贈与は、税率構造が変わり、多くの場合贈与税の負担が軽減されます。また、相続時精算課税制度の適用要件が変わり、贈与者は、60歳以上の者、受贈者は、20歳以上の者で贈与者の推定相続人及び孫となり、適用範囲が拡大されます。

相続税も増税になりますが、小規模宅地等の特例を適用すれば、申告することにより納税額はゼロになることが多くなると思います。小規模宅地等の特例は、適用要件が定められており誰でも適用できるとは限りません。事前に検討することをおすすめします。さらに、贈与税についても、今回の改正だけでなく、祖父母世代の財産の早期移転を目的とした制度が延長拡充されることが予想されます。今後の税制改正に注目していく必要があります。

税制改正というと、消費税の改正により、スーパー等では税込なのか税抜きなの混乱してしまうといった話をよく聞きます。確かに以前は、総額表示の為、値段の比較が容易でした。安いと思ったら、レジで消費税が追加されていたなんてこともあります。消費税の改正によって、価格表示が消費者にとって、とても不便になりました。

最近の税制改正は、私たちの生活に大きな影響がありました。相続税・贈与税の改正も、相続が発生したときにあせらないように、また有効な制度を見逃さないように注意していきましょう。

(相続通信平成26年12月号は、都合によりお休みさせていただきました。申し訳ありませんでした。)